

資料 4 - 2

平成 27 年 12 月 10 日
常任委員会資料
教育委員会

新・北九州市子ども読書プラン (第 3 次北九州市子ども読書活動推進計画)

パブリックコメント素案 (案)

一 目 次 一

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間及び対象	2
4 計画の推進	2

第 2 章 これまでの取組み・成果と課題

1 前計画における主な取組みと成果	4
2 本市の子どもの読書活動の課題	8

第 3 章 これからの子ども読書活動推進計画

1 計画の基本目標	1 2
2 基本方針	1 2
3 視点	1 3
4 活動方針	1 3
5 計画の全体像	1 4
6 具体的施策及び主な事業	1 5

【資料編】

北九州市子ども読書活動推進条例	資料 1
北九州市子ども読書活動推進会議規則	資料 6
北九州市子ども読書活動推進会議委員名簿	資料 8
子どもの読書活動推進会議構成員名簿	資料 9
計画策定に関する検討経過	資料 10
「北九州市子ども読書プラン」に関するアンケート 調査結果のまとめ	資料 11
子どもの読書活動の推進に関する法律	資料 20
文字・活字文化振興法	資料 22
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書の普及の促進等に 関する法律	資料 25
用語解説	資料 29

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、子どもの読書活動を推進するため「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」に基づき、平成18年度を開始年度とする「北九州市子ども読書活動推進計画」（平成18年度～平成22年度）を策定し、続いて第2次の北九州市子ども読書活動推進計画として、「北九州市子ども読書プラン」を定め、家庭・地域・学校・市立図書館などが相互に連携して、子どもの成長段階に応じた読書環境の充実を図ってきました。

このような中、平成27年6月市議会定例会において、「北九州市子ども読書活動推進条例」（以下、「条例」といいます。）が常任委員会提出議案として上程、全会派賛成で可決され、7月3日公布施行されました。

この条例では、基本理念に加え、具体的な事業として、学校図書館を支援する機能を併せ持つ「子ども図書館」の設置、「北九州市子ども読書活動推進会議」（以下、「推進会議」といいます。）の付属機関としての位置づけ、「学校図書館」の蔵書の充実や「学校司書」の配置や能力向上などが盛り込まれています。

そこで、条例に基づき、子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とし、これまで以上に、本市の全ての子どもがあらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境整備などの施策に、総合的かつ計画的に取り組むための「新・北九州市子ども読書プラン」（以下、「本計画」といいます。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

平成26年2月に策定した「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（改訂版）」では、重点取組みの一つとして、「読書好きな子ども日本一」を掲げています。

本計画は、この「読書好きな子ども日本一」をめざすための実施プログラムの一つとして位置づけるものです。

また、条例第6条に規定されているように、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく市町村が定める「市町村子ども読書活

動推進計画」(第3次北九州市子ども読書活動推進計画)として、本計画を位置づけます。

本計画の策定にあたっては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国が定める「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第3次:平成25年6月策定)」及び都道府県が定める「福岡県子ども読書推進計画(改訂版:平成22年3月策定)」を基本としています。

3 計画の期間及び対象

(1) 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、子どもの読書環境や社会経済状況の変化、市民ニーズ、国の動向、推進会議における審議などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 計画の対象

本計画では、条例における「子ども」の定義に従い、おおむね18歳以下の者を対象とします。

4 計画の推進

(1) 推進体制

推進会議に対し、本計画に掲げる事業等の進捗を報告するとともに意見を聴きながら、計画的、効果的、効率的に各取組みを推進します。また、本計画の策定や変更の際には、推進会議において調査及び審議を行います。

(2) 協力体制

本計画の施策の実現のためには、全市をあげて協力体制を築くことが必要です。

家庭・地域にあっては、PTA、読書活動推進団体・読み聞かせグループ等の団体に加え、書店組合などの民間団体、子どもの読書活動の推進に携わっている方々などとの連携・協力が必要です。このため、関係者の方々のご意見をいただきながら推進していきます。

また、行政内部にあっては、学校、幼稚園・保育所、市立図書館のほか、

市の子ども家庭局、市民文化スポーツ局などの関係部局・施設等との連携・協力が必要です。情報の共有化を図るなど、計画の実現に向け、総合的かつ継続的に推進します。

(3) 指標の設定と評価の考え方

本計画の進捗状況及び効果を測るため、計画の各施策に指標を設け、年度ごとに検証を行い、結果を推進会議に報告し、その評価を受けます。

進捗状況の評価としては、「目標達成」、「順調に推移」、「改善・努力が必要」、「達成見込みなし」の4段階とします。

各年度の評価基準については、計画期間中の年度ごとに、推進会議において設定した指標の目標値に対する達成度を測定し、下記のとおり評価をします。

【評価基準】

- 計画最終年度の目標値を達成していれば、「目標達成 ◎」
- 各年度の目標値を達成していれば、「順調に推移 ○」
- 各年度の目標値を下回るが、計画策定時より向上または向上が見込めるならば、「改善・努力が必要 △」
- 計画策定時より後退し、今後も向上の見込みがなく、計画最終年度の目標値達成が全く望めないならば、「達成見込みなし ×」

第2章 これまでの取組み・成果と課題

1 前計画における主な取組みと成果

北九州市子ども読書プラン（第2次北九州市子ども読書活動推進計画）
～「読書好きな子ども日本一」をめざして～
【平成23年度～平成27年度】

平成23年度を開始年度とする「北九州市子ども読書プラン」では、「読書好きな子ども日本一」を目標に、3つの「活動の基本方針」の下、5施策27事業に取り組みました。

(1) 計画の目標

◆「読書好きな子ども日本一」をめざして

すべての子どもが本と出会う機会を与えられ、読書の楽しさや喜びを味わうことができる環境が整い、いつでもどこでも日常的に読書に親しみ、自然に本に手を伸ばす子どもが育つ、読書が楽しい好きだと実感できる「読書好きな子ども日本一」の北九州市をめざします。

(2) 活動の基本方針

- 1 家庭、地域、学校、市立図書館における子どもの読書活動の推進
- 2 市立図書館と学校との連携・協力の推進
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の向上

(3) 計画期間

平成23年度～平成27年度

(4) 主な取組みと成果

<p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「目標達成」：計画最終年度の目標値を達成した ● 「改善」：目標値は達成しなかったが、計画策定時より、指標が改善している ● 「後退」：計画策定時より、指標が後退している <p>※ 平成27年度の実績が出ていないものについては、平成26年度末現在の状況で評価し、() 表示</p>

《計画の全体指標》

全体指標	平成21年度	平成27年度	目標値	評価
<p>不読率</p> <p>(家庭や学校図書館、市立図書館で、普段(月～金曜日)読書を全くしない児童生徒の割合)</p>	<p>小6 25.3%</p> <p>中3 46.4%</p>	<p>小6 22.8%</p> <p>中3 41.4%</p>	<p>小6 20.0%</p> <p>中3 37.0%</p>	改善

全体指標である「不読率」は目標値には達しませんでした。改善しました。

活動の基本方針① 家庭、地域、学校、市立図書館における子どもの読書活動の推進

(施策1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭において、子どもの成長段階にあわせて、子どもと一緒に絵本に親しんだり、子どもが読書に親しむ雰囲気を整えたりすることは、子どもの読書習慣を形成するうえで非常に重要です。そこで、まずは、保護者自身が子どもの読書活動に関心を持てるように、家庭での読書の重要性について理解と関心を高めるとともに、子どもの読書意欲の向上につながる読み聞かせやうちどくなど、家庭における読書活動の推進に努めました。

また、地域のまちづくりの拠点として小学校区単位に設置された市民センターその他の施設において、読み聞かせボランティアなどの協力も得ながら、子どもたちが読書に親しむ契機となる活動の一層の促進に努めました。

指標	平成21年度	平成26年度	目標値	評価
ブックスタート事業における絵本配布率	61.8%	67.1%	70.0%以上	(改善)
児童生徒の1か月あたり読書冊数	小学生 8.2冊 中学生 2.1冊	小学生 9.7冊 中学生 3.5冊 (平成27年度)	小学生 10.0冊 中学生 3.0冊	小学生/改善 中学生/ 目標達成
市民センターにおける読み聞かせ活動実施館数	89館	119館	129館	(改善)

(施策2) 学校における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、学校での読書に対する継続的な指導やその環境整備なども非常に重要です。学校では、学力向上のためにすべての教科等の学習で「言葉の力」を高める指導を充実させてきました。さらに、子どもが読書習慣を身につける機会の提供や学校図書館の環境整備など、子どもの読書環境づくりに努めました。

指標	平成21年度	平成26年度	目標値	評価
週に1回以上、10分間読書を実施する学校の割合	小学校 91.5% 中学校 23.8%	小学校 97.8% 中学校 33.9% (平成27年度)	小学校 100.0% 中学校 40.0%	改善
学校図書館図書標準達成校の割合	小学校 38.9% 中学校 55.6%	小学校 84.0% 中学校 80.7%	小学校 100.0% 中学校 100.0%	(改善)

(施策3) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

すべての人に開かれている市立図書館では、子どもに読書の楽しさを体験できる機会を提供するだけでなく、学校や地域における子どもの読書活動の支援も行っています。子どもの読書活動やそれを支える人材の養成、情報提供に取り組みました。

指標	平成21年度	平成26年度	目標値	評価
市立図書館における児童1人あたりの貸出冊数	5.0冊	6.6冊	6.0冊	(目標達成)
読み聞かせボランティア養成者数	815人	1,223人	1,300人	(改善)

活動の基本方針② 市立図書館と学校との連携・協力の推進

(施策4) 市立図書館と学校との連携強化

市立図書館は、図書館資料の充実や子どもの読書活動を推進する人材の養成などの支援を行いました。学校は、市立図書館が持つ豊富な資料と図書館司書のスキルや知識の活用を図りました。このように、学校が市立図書館の資源を有効に活用できるよう相互の連携強化を図りました。

指標	平成21年度	平成26年度	目標値	評価
学校図書館や市立図書館を全く利用しない児童生徒の割合	小6 41.1% 中3 64.5%	小6 34.7% 中3 55.4% (平成27年度)	小6 31.0% 中3 60.0%	小学生/改善 中学生/ 目標達成
「学校貸出図書セット」利用学校数	14校	72校	30校	(目標達成)

活動の基本方針③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の向上

(施策5) 子どもの読書活動推進に向けた働きかけ

子どもの読書活動の意義や重要性について様々な手段で広く理解を促し、家庭や地域で子どもが読書に親しむために必要な環境づくりに努めました。

指標	平成21年度	平成27年度	目標値	評価
本が好きな児童生徒の割合	小6 75.2% 中3 67.5%	小6 73.2% 中3 67.1%	小6 80.0% 中3 70.0%	後退
夏休みに実施する子どもの読書活動(「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」)参加者数	16,199人	40,709人	30,000人	目標達成

2 本市の子どもの読書活動の課題

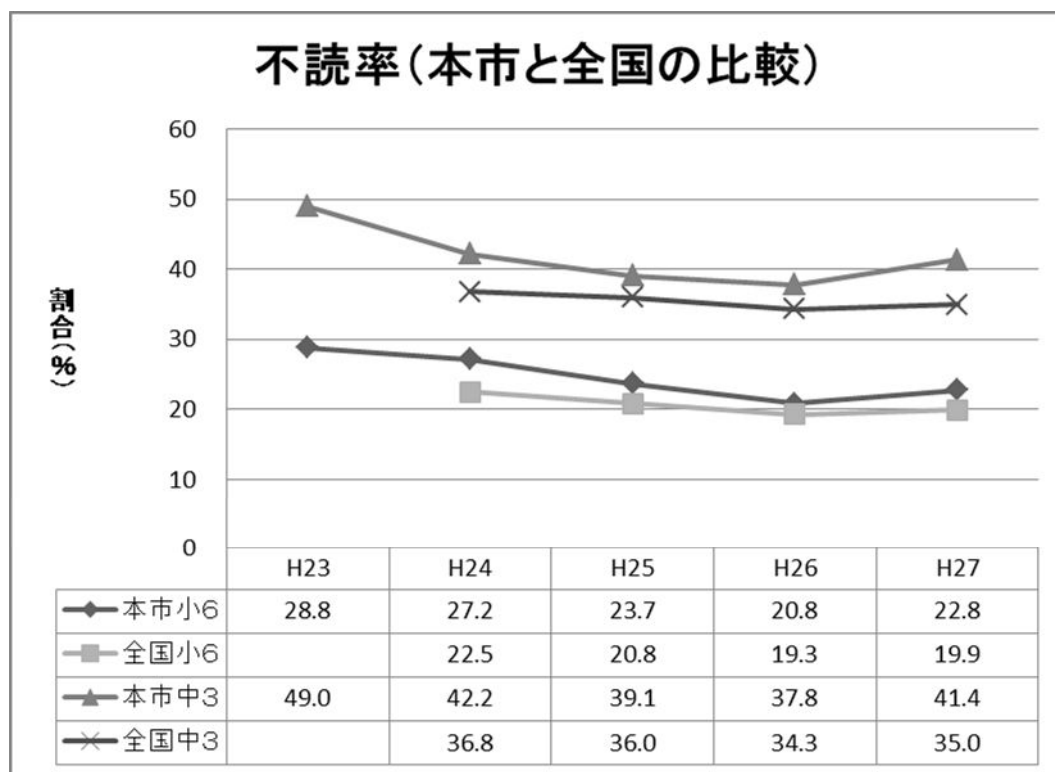
子どもの読書活動を計画的に推進するため、平成18年から5年ごとの2度にわたり「子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・市立図書館などが相互に連携して、子どもの成長段階に応じた読書環境の充実に努めてきました。

その結果、具体的施策ごとの効果を測るために設定した11の指標のうち、「市立図書館における児童1人あたりの貸出冊数」や「夏休みに実施する子どもの読書活動（「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」）参加者数」など、5の指標で目標値を達成または一部達成しており、その他の指標もほとんどが改善しています。

しかし、プランの全体指標である「家庭や学校図書館、市立図書館で普段（月～金曜日）読書を全くしない児童生徒の割合」（不読率）については、着実に改善していますが、全国レベルの達成には至っていないことや「本が好きな児童生徒の割合」が後退していることが課題となっています。

これらの指標に加え、平成27年度に行った「北九州市子ども読書プランにかかるアンケート」の結果を踏まえて、推進会議において課題を抽出・検討しました。

今後もさらに、家庭・地域で読書活動の機運を高め、学校や市立図書館などのソフト・ハード両面での充実を図るとともに、新たな視点による効果的な事業を実施するなど、課題の解決に向けた施策に取り組む必要があります。



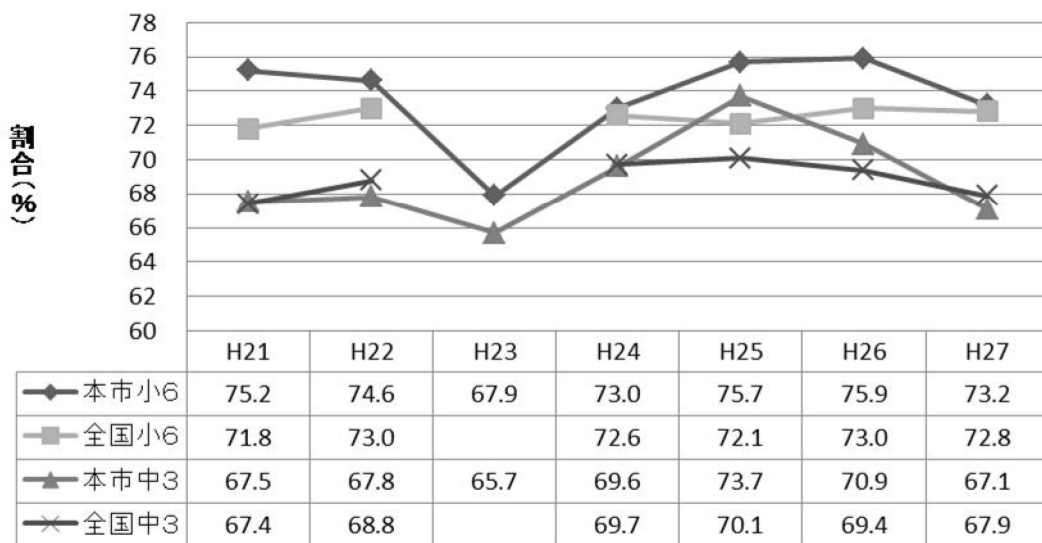
※全国学力・学習状況調査にみる読書関連データより。

※平成23年度は、震災により全国調査を実施していないためデータなし。

(1) 家庭・地域における課題

- ほとんどの保護者が「子どもが読書好きになってほしい」と思っています。しかし、現実には読書が好きな児童生徒の割合は減少しています。〈下表及び資料編P13 参照〉
- 子ども自身が「読書の楽しさ」や「読書をすることで何が得られるか」を理解しなければ、主体的に読書に取り組むことはできません。
- 子どもが「読書を楽しみ」と感じる基礎は乳幼児期に培われるため、乳幼児期の読み聞かせに始まり、家庭で子どもと保護者が共に読書を楽しむ環境づくりが大切です。
- 中・高校生に対しては、図書館利用の目的（多様な趣味・関心、調べ学習など）に応じた対応や漫画をきっかけとした読書活動の取組みを検討する必要があります。
- 子どもの読書時間を奪っているテレビ・ゲーム・スマートフォンへの対策や読書環境の整っていない子どもへの支援が必要です。

本(読書)が好きな児童生徒の割合
(本市と全国の比較)

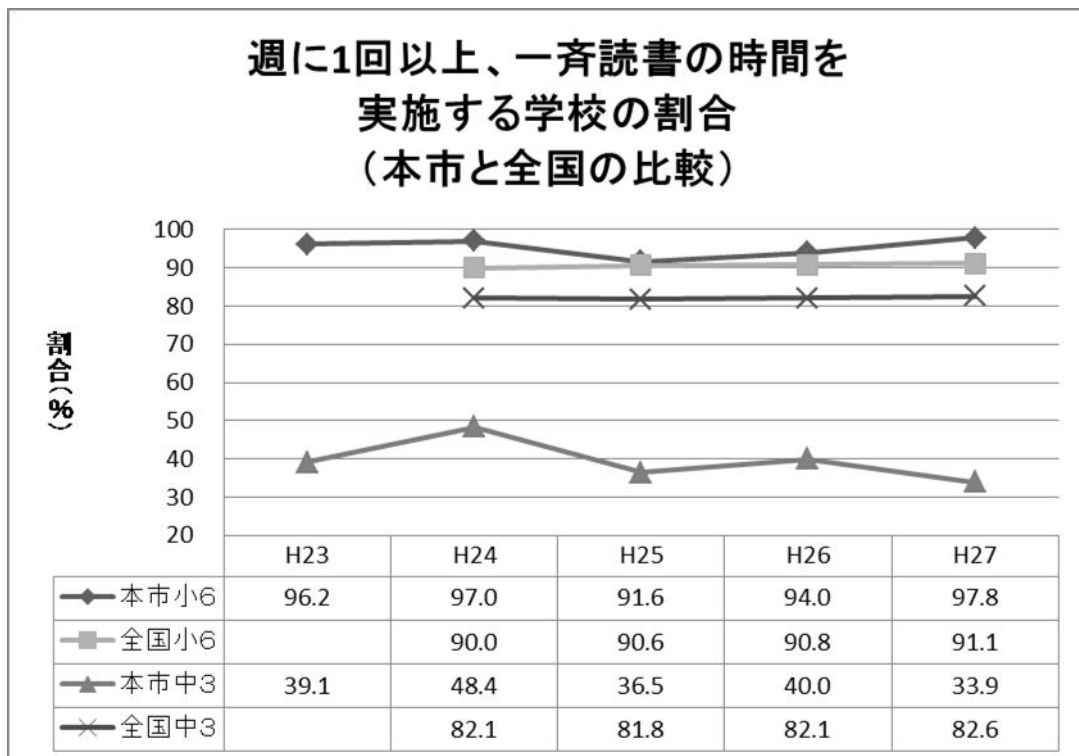


※全国学力・学習状況調査にみる読書関連データより。

※平成23年度は、震災により全国調査を実施していないためデータなし。

(2) 学校・幼稚園・保育所等における課題

- 一斉読書の時間（10分間読書など）は小学校では、ほぼ全校で実施されていますが、中学校では全国平均を大きく下回っており、実施に向け対策が必要です。
- 学校図書館への司書配置をすすめ、子どもに読書の楽しさを知らせ、読書に親しむ環境を整えていく必要があります。
- 子どもが主体的に学校内での読書活動に関わり、子ども同士が互いに本を紹介したり、楽しめるイベントを行うなど、共感し合える読書活動の充実が必要です。
- 特別な支援を要する子どもに対する、障害特性や発達の状態に応じた読書環境や読書支援の充実が必要です。
- 「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の実践率が低くなっています。〈資料編P19 参照〉



※全国学力・学習状況調査にみる読書関連データより。

※平成23年度は、震災により全国調査を実施していないためデータなし。

(3) 市立図書館における課題

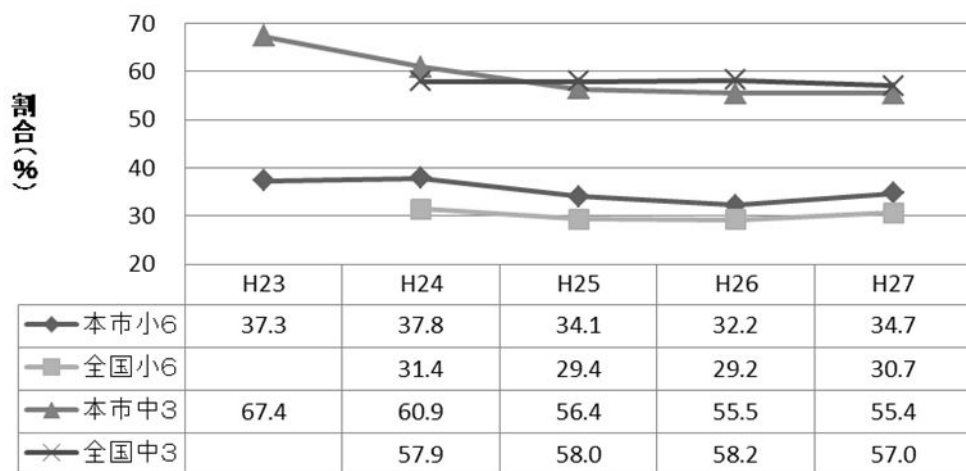
- 子どもが本にふれあうきっかけとなるブックスタート事業は、67%の配布率にとどまっており、配布率向上のための取組みが必要となっています。
- 利用が少なくなる中・高校生の利用促進に向けて、中・高校生にとって魅力ある図書館となるよう工夫する必要があります。
- 図書館利用を増やすため、読書の楽しさをアピールするイベントの実施や読書に関連する事柄について広く相談が受けられるレファレンス機能の充実が必要です。
- 読み聞かせボランティア等、子どもの読書活動を推進する人材を育成し、活躍できる場を提供するなどの取組みの一層の充実が求められています。

ブックスタート事業

	平成21年度	平成26年度	増減
配布率	61.8%	67.1%	5.3ポイント増

(北九州市子ども読書活動推進計画進捗状況調査、北九州市教育委員会調査)

昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館を全く利用しない児童生徒の割合
(本市と全国の比較)



※全国学力・学習状況調査にみる読書関連データより。

※平成23年度は、震災により全国調査を実施していないためデータなし。

第3章 これからの子ども読書活動推進計画

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われます。

このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

そこで、本市では、「北九州市子ども読書活動推進条例」に基づき、またこれまでに実施してきた取組みの成果や課題を踏まえ、これからの子ども読書活動推進計画の基本目標、基本方針、及び活動の方針を次のとおり定めます。

1 計画の基本目標

〔基本目標〕

**豊かな心と生きる力をはぐくむ読書環境の充実と
子どもが楽しく自主的に本を手にする読書習慣の形成**

2 基本方針

この計画では次の基本方針のもと、様々な施策に取り組みます。

◆ 前計画から引き続き「不読率」の改善に取り組みます

（読書をする子どもを増やします）

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、創造する力等を身に付ける上で極めて重要です。その重要性を子どもや保護者に認識してもらい、読書を楽しいと感じ、積極的に読書活動を行う意欲を高めることで、「不読率」の改善に取り組みます。

◆ 読書の量に加え質の向上を目指します

(主体的に良質の本を読む子どもを増やします)

子どもの読書活動を推進する目的は、子どもの成長に必要な豊かな心と生きる力を子どもが獲得することです。たくさんの本を読むことは大切ですが、それ以上に必要なことは、子どもが主体的に良質な本を読むことです。

あらゆる場所や機会で良質の本にふれあえるよう環境を整え、子どもたちがそうした環境のもとで、主体的に質の高い本を求める姿勢を培っていくことが大切です。

◆ 子どもの読書活動を取り巻く人材ネットワーク形成

(子どもの読書を支える大人を増やします)

子どもたちが本と出会うためには、学校図書館や市立図書館を整備することに加え、本と子どもをつなぐ「人材」が大切です。そのために、教職員や図書館職員はもとより、市民ボランティア、関連施設に所属するスタッフなど、子どもの読書活動に関連する様々な人材の育成が重要です。

3 視点

次の視点を持って、各施策に取り組みます。

- 子どもの自主性、主体性を引き出しながら取組みを進める。
- 読書の楽しさを伝え、読書への関心を高める。
- 子どもの発達段階に応じた支援を行う。
- 郷土愛の醸成につながる読書活動を推進する。

4 活動方針

基本目標と基本方針を実現するため、活動方針を次のとおり定めます。

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| I | 家庭、地域、学校、市立図書館、子育て関連施設における子どもの読書活動の推進 |
| II | 子どもの読書活動推進のための関係機関の連携・協力の推進 |
| III | 子どもの読書活動の啓発・広報の推進 |
| IV | 子どもの主体的な読書活動の推進 |

5 計画の全体像

基本方針

- ◆ 前計画から引き続き、「不読率」の改善に取り組む（読書をする子どもを増やす）
- ◆ 読書の量に加え質の向上を目指す（主体的に良質の本を読む子どもを増やす）
- ◆ 子どもの読書活動を取り巻く人材ネットワーク形成（子どもの読書を支える大人を増やす）

基本目標

豊かな心と生きる力をはぐくむ読書環境の充実と
子どもが楽しく自主的に本を手取る読書習慣の形成

活動方針	施策	主な取組み
I 家庭、地域、学校、市立図書館、子育て関連施設における子どもの読書活動の推進	1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	はじめての絵本事業、家読の推進、読み聞かせの実施、家庭教育学級における子どもの読書をテーマとする講座開催、ワーク・ライフ・バランスの取組みと連携した家庭の読書活動の推進、専門家による出前セミナーの実施
	2 学校における子どもの読書活動の推進	「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の啓発・実践、一斉読書の時間（10分間読書など）の推進、音読・暗唱の推進、学校の図書館資料の整備・充実、司書教諭の配置・育成、利用しやすい学校図書館の環境づくり
	3 市立図書館における子どもの読書活動の推進	「家読おすすめコーナー」の設置、子どもの読書活動に関する相談機能の充実、誰もが利用しやすい市立図書館の環境づくり、「ヤングアダルト向け図書コーナー」の充実、子ども図書館の整備、市立図書館への来館きっかけづくり
	4 子育て関連施設における子どもの読書活動の推進	子育て関連施設（認定こども園、幼稚園、保育所、児童館、放課後児童クラブ、各区親子ふれあいルーム、児童文化施設等、子どもが集う様々な場所）における読書活動の支援、子どもの読書環境の充実
II 子どもの読書活動推進のための関係機関の連携・協力の推進	5 市立図書館と学校、市民センターその他関係施設の連携強化	市立図書館と学校・子育て関連施設等が連携した読書活動への支援、読み聞かせボランティアの学校・子育て関連施設・市民センター等への情報提供、「子ども司書」の養成・活用、関係施設（文学館・松本清張記念館・漫画ミュージアム等）・団体が行う各事業への相互協力
III 子どもの読書活動の啓発・広報の推進	6 啓発・広報による意識向上	「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の広報、読書活動の理解促進、絵本カーニバルの開催、電子書籍の普及動向・活用に関する調査・研究
IV 子どもの主体的な読書活動の推進	7 主体的に読書に関わる子どもの育成、支援	子ども読書会議の開催（子どもによる「子ども読書のまち」の宣言、ビブリオバトルなどの新しい手法や子どもたちのアイデアによる読書活動の推進）

6 具体的施策及び主な事業

子どもの成長段階に応じた重点取組みをはじめ、以下の7施策36事業に基づいて子どもの読書活動の推進に取り組みます。

活動方針 **I** 家庭、地域、学校、市立図書館、子育て関連施設における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、子どもの成長段階に応じて、家庭、地域、学校、市立図書館のほか、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館、放課後児童クラブ、各区親子ふれあいルーム、児童文化施設等、子どもが集う様々な場所（以下、「子育て関連施設」といいます。）において、それぞれが役割を担いながら、相互に連携を図っていく必要があります。

そのため、家庭、地域、学校、市立図書館、子育て関連施設において、まずは、子どもが読書に親しめる機会の提供に努めていく必要があります。

（施策1）家庭・地域における子どもの読書活動の推進

大人が本に親しまなければ、子どもに読書の楽しさを伝えることはできません。また、大人が手助けをしないと、特に乳幼児期の子どもは本とふれあうことができません。読書好きな子どもを育てるためには、まず保護者に読書の楽しさを知ってもらい、子どもができるだけ早い時期から本とふれあうことの大切さを理解してもらう必要があります。

赤ちゃんが生まれる前（母子健康手帳交付時）に絵本を贈り、これから父母になる保護者に妊娠時からの読書の大切さを伝える「はじめての絵本事業」や子どもへの読み聞かせの実施、家庭教育学級における読書の重要性に関する学習機会の提供やPTAと連携した啓発活動など、家庭での読書を推進します。このため、企業に対して子どもの読書活動の重要性を啓発し、従業員がワーク・ライフ・バランスを取りながら、家庭で子どもと読書を楽しむことができるよう働きかけていきます。

また、子どもの読書活動の推進には家庭だけでなく、地域のまちづくりの拠点として小学校区に設置された市民センターその他の施設において、子どもの発達段階に応じた、地域の様々な場面における読書環境の充実や子どもが読書に親しめる機会の提供が必要です。地域の協力を得ながら、関係機関との連携強化を図り、子どもたちが良質の本と出合う環境づくりに努めます。

指標	現状	H32 年度目標値
家庭や学校図書館、市立図書館で、普段（月～金曜日）読書を全くしない児童生徒の割合（不読率）	小6 22.8% 中3 41.4% ※平成 27 年度調査	小6 18.0% 中3 35.0%
はじめての絵本事業（ブックスタート事業）における絵本配布率	67.1%	100%
児童生徒の 1 か月あたり読書冊数	小学生 9.7 冊 中学生 3.5 冊 ※平成 27 年度調査	小学生 12.0 冊 中学生 4.0 冊
家庭教育学級における子どもの読書をテーマとする講座開催数	23 回/年	100 回/年

※現状値は原則として H26 年度実績

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
1	重点 はじめての絵本事業	家庭における子どもの読書活動を支援するため、絵本を母子健康手帳の交付とあわせて贈ることにより、これから父母になる保護者に対して、妊娠時から、子どもの読書に関心を持ってもらい、親子を読書へ導くきっかけとします。 また、保護者に対し、早い時期から子どもが本とふれあうことの大切さを啓発し、絵本の読み聞かせ等への参加を促します。	胎児 乳児
2	重点 うちどく 家読の推進	毎月の「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の設定や、夏休み中の「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」などにより、家読の取組みを推進します。 特に優れた取組みについては、家庭学習チャレンジハンドブック読書マイスター部門において、表彰します。	幼児 小学生 中学生
3	「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」事業	生活習慣の乱れやすい夏休み期間を中心に、子どもたち自ら「正しい生活リズム」や「読書」の目標を決めてカードに記入し、実行することで子どもたちの基本的な生活習慣及び読書習慣の定着を目指します。	幼児 小学生 中学生
4	重点 読み聞かせの実施	市民センター、小・中学校、市立図書館、子育て関連施設等の各施設において、読み聞かせボランティアなど地域の協力も得ながら絵本等の読み聞かせを実施し、子どもが読書に親しめる環境づくりを進めます。	乳児 幼児 小学生 中学生

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
5	学校や市立図書館以外における図書貸出	身近で子どもが読書に親しむ機会を提供するため、市民センターに設置する「ひまわり文庫」のほか、児童文化施設等の各施設において貸出図書の充実を図ります。	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生
6	重点 新規 家庭教育学級における子どもの読書をテーマとする講座の開催	家庭教育学級は、保護者が、家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互学習の中で勉強するものです。子どもの豊かな心と生きる力を育む読書について、その重要性や楽しみ方などがわかる講座の開催を支援します。	幼児 小学生 中学生
7	重点 新規 ワーク・ライフ・バランスの取組みと連携した家庭の読書活動の推進	^{うちどく} 家読など家庭における読書活動の推進に積極的に取り組むため、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の取組みを支援します。	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生
8	重点 新規 専門家による出前セミナーの実施	企業・市民センター・子育て関連施設等からの要請により、子どもの読書活動に詳しい専門家を派遣し、子どもの読書の大切さや読み聞かせの手法等の出前セミナーを行います。	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生
再掲 (または後掲)	「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の啓発・実践	No.9 参照 重点	乳児 幼児 小学生 中学生
	読書実践者・実践校等表彰	No.13 参照	幼児 小学生 中学生

(施策2) 学校における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、学校での読書に対する継続的な指導やその環境整備なども非常に重要です。これまでの取組みにより、全ての小・中学校で学校図書館を毎日開館するなど、子どもが学校図書館を活用し読書に親しむ環境が充実してきました。今後は新たに設置される子ども図書館との連携を図りながら、学校における子どもの読書環境づくりに努めます。

指標	現状	H32 年度目標値
週に1回以上、一斉読書の時間（10分間読書など）を実施する学校の割合	小学校 97.8% 中学校 33.9%	小学校 100.0% 中学校 50.0%
学校司書（学校図書館職員）の配置	31人	63人
学校図書館における地域・郷土コーナーの設置	小学校 48.1% 中学校 61.3%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

※現状値は原則としてH27年度実績

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
9	重点 「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の啓発・実践	日頃から読み聞かせを推進する中で、特に毎月23日の「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」や春・秋の読書週間の機会を捉えて、 ・認定こども園・幼稚園・保育所では絵本の読み聞かせの実施 ・小・中学校では一斉読書の全校実施のほか、読み聞かせなど児童生徒の読書意欲を高める様々な取組みの実施 ・市民センターでは地域の特色を活かした読書関連事業の実施に取り組みます。	乳児 幼児 小学生 中学生
10	重点 一斉読書の時間（10分間読書など）の推進	すべての市立小・中・高等学校で、一斉読書の時間（10分間読書など）の推進に一層取り組みます。さらに、学校図書館協議会と連携し、その効果等の情報発信や指導・助言を行っていくことにより、特に中学校での増加を図ります。	小学生 中学生 高校生
11	音読・暗唱の推進	音読暗唱ブック「ひまわり」を活用した音読暗唱活動を全小学校で実施します。また、保育所・幼稚園や中学校でも可能な音読暗唱活動の取組みについて検討します。	幼児 小学生 中学生

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
12	<p>重点 新規</p> <p>学校の図書館資料の整備・充実</p>	<p>小・中・特別支援学校の学校図書館の充実を図るため、文部科学省の「学校図書館図書標準」に従い、良質の図書や図書館資料の収集・整備を進めるほか、郷土愛の醸成につながる郷土資料の充実を図ります。</p>	<p>小学生 中学生</p>
13	<p>読書実践者・実践校等表彰</p>	<p>子どもの夏休みの読書活動や家読^{うちどく}のほか、学校における音読暗唱活動、読み聞かせボランティアの活動について、特に優れた取組みを表彰します。</p> <p>また、学校単位で読書活動の推進に取組む小・中学校を読書活動優秀実践校として文部科学省に推薦するとともに、その取組みを全ての小・中学校に広げます。</p>	<p>幼児 小学生 中学生</p>
14	<p>司書教諭の配置・育成</p>	<p>小・中・特別支援学校のうち12学級以上の学校については司書教諭の100%配置を維持するとともに、11学級以下の学校についても司書教諭の有資格者の配置を進めます。</p> <p>また、学校図書館教育講習会や学校図書館サークル研究などを通じて司書教諭等教職員の育成を図ります。</p>	<p>小学生 中学生</p>
15	<p>重点</p> <p>利用しやすい学校図書館の環境づくり</p>	<p>学校司書の配置拡充、学校図書館の常時開館促進</p> <p>学校司書（学校図書館職員）の配置拡充を図り、地域の協力も得ながら、すべての小・中学校の学校図書館の常時開館を促進します。</p>	<p>小学生 中学生</p>
		<p>ブックヘルパーの配置継続</p> <p>学校図書館の運営や常時開館を円滑に進めるため、地域の協力を得ながらブックヘルパーの配置継続を図ります。</p>	
		<p>新規</p> <p>特別な支援を要する子どもへの読書支援</p> <p>障害特性や発達の状態に応じた選書や視聴覚機器等を活用した読書環境の充実、学校司書（学校図書館職員）の配置、ボランティアによる読書支援等を行います。</p>	<p>特別支援学校に通う小学生 中学生 高校生</p>

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
再掲 (または後掲)	読み聞かせの実施	No.4 参照 重点	乳児 幼児 小学生 中学生
	図書の推薦	No.17 参照	乳児 幼児 小学生 中学生
	市立図書館と学校・子育て関連施設等が連携した読書活動への支援	No.27 参照 重点	幼児 小学生 中学生
	「子ども司書」の養成・活用	No.29 参照 重点	小学生 中学生 高校生

(施策3) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

すべての人に開かれている市立図書館では、子どもに読書の楽しさを体験できる機会を提供するだけでなく、学校や地域における子どもの読書活動の支援も行っています。今後は、子どもの読書活動を総合的に推進するための拠点として「子ども図書館」を整備し、これまでの取組みを充実発展させ、人材の養成、地域における読書活動の推進、関係機関との連携強化に一層取組みます。

指標	現状	H32 年度目標値
市立図書館における子ども（18歳以下）1人あたりの貸出冊数	5.3冊	6.0冊
読み聞かせボランティアバンクからの派遣件数	15件	30件

※現状値は原則としてH26年度実績

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
16	「 ^{うちどく} 家読おすすめコーナー」の設置	すべての市立図書館に「 ^{うちどく} 家読おすすめコーナー」を設置し、 ^{うちどく} 家読におすすめの図書に関する情報提供や図書の展示・貸出などを行います。	幼児 小学生 中学生
17	図書の推薦	市立図書館では、幼児期からの読書習慣の定着を図るため、「0～2歳児」「3～6歳児」向け絵本リストを配布するほか、ホームページ等も活用して、小・中・高校生向けおすすめ本の紹介など、子どもの読書活動に向けた情報提供を行います。 小・中学校においては、各校で作成する「推薦図書リスト」を「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」などの実践に活用するなどして、一層の活用を図ります。	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生
18	読書感想文の募集	読書感想文は、学習指導要領(国語)に定める「書くこと」「読むこと」を育てる重要なツールであることから、市立図書館では小・中・特別支援学校の児童生徒を対象に、子どもの負担にも配慮しながら、読書感想文の募集、表彰を行います。	小学生 中学生
19	重点 子どもの読書活動に関する相談機能の充実	子どもの成長段階に応じた本の紹介や調べ学習の支援など、子どもの読書活動に関する専用相談窓口を市立八幡西図書館(平成24年度開館)、と戸畑図書館(平成25年度開館)に設置しました。その他の市立図書館においても、子どもの読書活動に関する相談機能(レファレンス)の充実を図るとともに、地区館については施設整備にあわせて専用相談窓口の設置を行います。	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
20	誰もが利用しやすい市立図書館の環境づくり	<p>うちどく 家読や子ども向け図書の実充を図るほか、特別な支援を要する子どもに配慮した図書の充実や、図書館の利用に制約がある子どもへの郵送貸出サービスの実施など、子どもの誰もが利用しやすい市立図書館の環境づくりを進めます。</p> <p>新規 新設する小倉南図書館に、隣接の小倉南特別支援学校をはじめ市内の小・中・特別支援学校が、校外学習として図書館を利用できるよう、校外学習コーナーを整備します。</p>	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生
21	「ヤングアダルト向け図書コーナー」の充実	すべての市立図書館に設置している「ヤングアダルト（中・高生）向け図書コーナー」を充実に、中・高生におすすめの図書に関する情報提供や進路資料の充実、図書の展示・貸出などを行います。	中学生 高校生
22	読み聞かせボランティアの養成、活躍の場の提供	市立図書館において読み聞かせボランティア養成講座を実施するとともに、平成25年度に設立した「読み聞かせボランティアバンク」を活用し、その人材が学校や地域で広く活躍できるよう環境づくりを進めます。	乳児 幼児 小学生 中学生
23	重点 新規 子ども図書館の整備	<p>子どもの読書活動を総合的に推進するための拠点として「子ども図書館」を整備します。</p> <p>子ども向け専門図書館として、乳幼児から小中高生及び保護者がゆったりと語らいながら読書を楽しめるように、良質な資料を豊富に収集、提供します。</p> <p>また、市立図書館による児童サービスの統括機能、学校図書館支援センター機能、地域や家庭等での子ども読書活動の支援、関係機関との連携の推進など、様々な支援を行います。</p> <p>(P29 参照)</p>	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生
24	重点 新規 市立図書館への来館きっかけづくり	普段、市立図書館を利用していない子どもたちが市立図書館に来館するきっかけとなるよう、おはなし会などを定期的に行うほか、夏休みや冬休み、読書週間など季節に応じて楽しく気軽に参加できるイベントを開催します。	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
再掲 (または後掲)	はじめての絵本事業	No.1 参照 重点	胎児 乳児
	市立図書館と学校・子育て関連施設等が連携した読書活動への支援	No.27 参照 重点	幼児 小学生 中学生
	読み聞かせボランティアの学校・子育て関連施設・市民センター等への情報提供	No.28 参照	乳児 幼児 小学生 中学生
	「子ども司書」の養成・活用	No.29 参照 重点	小学生 中学生 高校生
	図書館司書の学校への派遣	No.30 参照	小学生 中学生

(施策4) 子育て関連施設における子どもの読書活動の推進

子ども読書活動の推進には、市立図書館、学校、市民センターのほか、認定こども園、幼稚園、保育所、児童館、放課後児童クラブ、各区親子ふれあいルーム、児童文化施設等、子どもが集う様々な場所（以下、「子育て関連施設」といいます。）における、子ども一人ひとりの発達段階に応じた読書環境の充実が必要です。全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむ環境を整備するため、子育て関連施設での取組みを進めます。

指標	現状	H32 年度目標値
「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」事業への認定こども園、幼稚園、保育所参加数	45 施設	90 施設
子育て関連施設における市立図書館からの貸出文庫登録施設数	67 施設	90 施設

※現状値は原則として H26 年度実績

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
25	重点 新規 子育て関連施設における読書活動の支援	乳幼児期は本の楽しさを知る大切な時期であることから、親子ふれあいルームなどの子育て関連施設において、保護者に対し、妊娠時から、絵本の紹介や読み聞かせの楽しさ・重要性を啓発します。 幼稚園、保育所においては、子どもが本とふれあう楽しさを感じられるよう、子どもへの絵本の読み聞かせや図書への貸し出し等、保護者と連携した読書活動を推進します。	胎児 乳児 幼児
26	重点 新規 子育て関連施設における子どもの読書環境の充実	子育て関連施設に対し、市立図書館からの団体貸出・貸出文庫の利用等、既存の仕組みの周知徹底を行い、読書環境の充実を図ります。 また、ボランティアなどの支援を受け、子どもたちに読み聞かせや読書の楽しさを知るイベントを行います。	乳児 幼児 小学生 中学生
再掲 (または後掲)	「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」事業	No.3 参照	幼児 小学生 中学生
	読み聞かせの実施	No.4 参照 重点	乳児 幼児 小学生 中学生
	専門家による出前セミナーの実施	No.8 参照 重点 新規	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生
	「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の啓発・実践	No.9 参照 重点	乳児 幼児 小学生 中学生

活動方針 Ⅱ 子どもの読書活動推進のための関係機関の連携・協力の推進

子どもの読書活動を効果的に推進するため、関係機関が連携・協力して情報共有や相互支援を図り、子どもが読書に親しむことのできる機会の拡充に努めます。

(施策5) 市立図書館と学校、市民センターその他関係施設の連携強化

市立図書館は、図書館資料の充実や子どもの読書活動を推進する人材の養成などの支援を行います。学校は、市立図書館が持つ豊富な資料と図書館司書のスキルや知識の活用を図ります。市民センター・子育て関連施設等では、市立図書館の図書資源の活用や市立図書館が育成する人材と協力し、地域における子どもの読書活動を推進します。このように、学校や市民センター等が市立図書館の資源を有効に活用できるよう相互の連携強化に努めます。また、文学館、松本清張記念館、漫画ミュージアム、学校図書館協議会、PTAなど、子ども読書活動に関連のある施設、団体が連携を取り合いながら取組みを進めます。

指標	現状	H32 年度目標値
昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館を全く利用しない児童生徒の割合	小6 34.7% 中3 55.4% *平成27年度調査	小6 30.0% 中3 50.0%
「学校貸出図書セット」利用学校数（延数）	72 校	100 校
市民センターにおける読み聞かせ実施館数	116 館	129 館

※現状値は原則としてH26年度実績

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
27	重点 市立図書館と学校・子育て関連施設等が連携した読書活動への支援	学校・子育て関連施設等が市立図書館の図書資源をより活用できるよう、「学校貸出図書セット」の充実や団体貸出・貸出文庫の周知徹底など、既存の仕組みの充実を図ります。 また、市立図書館での職場体験の充実を図り、キャリア教育を支援します。	乳児 幼児 小学生 中学生
28	読み聞かせボランティアの学校・子育て関連施設・市民センター等への情報提供	学校や子育て関連施設、市民センター等の要請に応じて、読み聞かせボランティアの情報を提供するなど、学校等と市立図書館が連携して、乳幼児や児童生徒の読書への関心を高める働きかけを支援します。	乳児 幼児 小学生 中学生

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
29	<p>重点</p> <p>「子ども司書」の養成・活用</p>	<p>小・中学生を対象に市立図書館で「子ども司書」養成講座を実施し、図書館司書の仕事や知識、読み聞かせの技能の習得を通じて、子どもの読書に対する興味と理解をさらに深めます。</p> <p>受講後は、学校において読書活動推進のリーダーとして活用を図るなど、学校と市立図書館が連携・協力して制度の円滑な運用に取組みます。</p>	小学生 中学生
30	図書館司書の学校への派遣	<p>学校の要請に応じて図書館司書を派遣し、市立図書館の利用方法や読み聞かせの方法など、子どもの読書活動に関するアドバイスを行います。</p>	小学生 中学生
31	<p>重点 新規</p> <p>関係施設・団体が行う各事業への相互協力</p>	<p>中央図書館が実施する「北九州市小・中・特別支援学校児童生徒読書感想文募集」をはじめ、文学館が実施する「あなたにaitakute生まれてきた詩コンクール」や「子どもノンフィクション文学賞」、松本清張記念館が実施する「中学生・高校生読書感想文コンクール」など、各施設や団体が実施する事業に対し、相互に情報交換や事業への子どもの参加促進など協力体制を構築し、子どもの読書活動を推進します。</p>	小学生 中学生 高校生
再掲	学校や市立図書館以外における図書貸出	No.5 参照	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生

活動方針 Ⅳ 子どもの読書活動の啓発・広報の推進

保護者をはじめとする周囲の大人に対して、様々な機会を活用して子どもの読書の意義や重要性、楽しさなどについて理解を促し、関心の向上に努めます。

(施策6) 啓発・広報による意識向上

子どもの読書の意義や重要性、楽しさなどについて様々な手段で広く理解を促し、家庭や地域で子どもが読書に親しむために必要な環境づくりに努めます。

指標	現状	H32 年度目標値
「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の実践率	小学生 34.1% 中学生 10.7%	小学生 50.0% 中学生 30.0%

※現状値はH27年度「北九州市子ども読書プランに関するアンケート」で行った特定の学校を対象とするサンプル調査の結果

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
32	重点 「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の広報	子どもの読書活動について広く市民の関心と理解を深めるため、PTAをはじめとする関係機関が連携して、毎月23日が「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」であり、読書活動に取り組む日であることの啓発及び広報活動を行います。	乳児 幼児 小学生 中学生 高校生
33	読書活動の理解促進	子どもの読書活動に関する理解を深めるため、小・中学生に配布した「家庭学習チャレンジハンドブック」を活用し、「わたしの読書記録」ページに読んだ本を記録する習慣をつける等、読書の重要性や家読の効果などを家庭に伝えます。	小学生 中学生
34	重点 絵本カーニバルの開催	大人も親しんだことがある「絵本」を通じて、家族のコミュニケーションを深め、読書に親しむきっかけづくりを目的とする「絵本カーニバル」を開催します。	乳児 幼児 小学生 中学生
35	電子書籍の普及動向・活用に関する調査・研究	電子書籍の普及に向けた動きが急速に広がる中、子どもの読書活動推進への効果的な活用などについて、調査・研究を行います。	幼児 小学生 中学生 高校生
再掲 (または後掲)	はじめての絵本事業	No.1 参照 重点	胎児 乳児
	うちどく 家読の推進	No.2 参照 重点	幼児 小学生 中学生
	「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の啓発・実践	No.9 参照 重点	乳児 幼児 小学生 中学生

活動方針 Ⅳ 子どもの主体的な読書活動の推進

子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身につけていけるよう子どもの興味、関心を尊重しながら、自主的、主体的な読書活動を推進します。

(施策7) 主体的に読書に関わる子どもの育成、支援

子どもが本を読むことを肯定的に捉え、読書が楽しいものであること実感するためには、子どもたち自身が主体的に読書活動の推進に関わっていくことが重要です。子どもたちの視点で様々な取組みを進めます。

指標	現状	H32 年度目標値
読書が好きな児童生徒の割合	小6 73.2% 中3 67.1%	小6 80.0% 中3 75.0%

※現状値は H27 年度実績

No	主な取組み	取組み内容	対象年代
36	重点 新規 (仮称)子ども読書会議 の開催	子どもが主体となって読書活動を推進するための会議を開催します。具体的には、子どもによる「子ども読書のまち」の宣言、ビブリオバトル・ブックトークなどの新しい手法や子どもたちのアイデアによる様々な読書イベントや啓発活動、みんなで考える場を設定するなどして、読書活動推進の新たな展開を図ります。	主に 小学生 中学生
再掲 (または後掲)	「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の啓発・実践	No.9 参照 重点	乳児 幼児 小学生 中学生
	「子ども司書」の養成・活用	No.29 参照 重点	小学生 中学生

(仮称)「北九州市立子ども図書館」整備の基本的考え方(案)

1 目的及び背景

子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要です。

本市では「北九州市子ども読書活動推進条例」が常任委員会提出議案として上程、全会派賛成で可決、平成27年7月3日公布施行され、子どもの読書活動をさらに活発にすることが求められています。

この条例の中では、子どもの読書活動の推進の状況を踏まえて、「北九州市子ども読書活動推進計画」を策定する、また子どもの読書活動の推進拠点となる「子ども図書館」を設置する、さらには学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置や能力向上に努めることなどが定められています。

この条例に従い、子ども読書活動を推進する拠点として「子ども図書館」を整備します。

2 基本的考え方

- ① 現在の「勝山分館(268㎡)」と「視聴覚センター(1,633㎡)」の一部と「中央図書館エリア(4,502㎡)」の一部を改修して整備します。
- ② 子どもの読書活動を総合的に推進するための拠点として、「各市立図書館の児童サービスの統括」と「学校支援機能」を担います。
- ③ 「新・北九州市子ども読書プラン」(北九州市子ども読書活動推進計画)に掲げる取組みを実施する中核的な機関とする。

3 担う機能

I 子ども向け専門図書館

- 良質な資料を豊富に収集・提供(世界の絵本・児童書、地域の歴史・社会・科学・文学資料等)
- 子どもと本のふれあいの機会の創出
- 親子が読書に親しみ、ゆったり過ごせる場の提供
- 子どもの読書に関する情報の発信(ホームページ等)

Ⅱ 市立図書館による児童サービスの統括機能

- 地区館、分館における児童サービスの統括（レファレンス機能の強化、スタッフの研修等）
- 地区館による地域の読書活動支援の統括
- 地区館による地域人材（市民センター職員、ボランティア等）の育成支援

Ⅲ 学校図書館支援センター機能

- 学校関係者（教員、学校図書館職員、ブックヘルパー等）の研修
- 学校図書館の資料充実や活動に係る支援

Ⅳ 地域や家庭等での子ども読書活動の支援

- 子どもや保護者等を対象とした事業の実施（はじめての絵本事業、読書の日イベント等）
- 読み聞かせ等の読書関係ボランティア（団体・個人）とのネットワークづくり

Ⅴ 関係機関との連携の推進

- 子どもの読書活動促進に向けた関係機関との連携の推進（文学館、松本清張記念館、漫画ミュージアム等）

資料編

- ・北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年7月3日条例第39号）
- ・北九州市子ども読書活動推進会議規則（平成27年8月1日教育委員会規則第34号）
- ・北九州市子ども読書活動推進会議委員名簿
- ・子どもの読書活動推進会議構成員名簿
- ・計画策定に関する検討経過
- ・「北九州市子ども読書プラン」に関するアンケート 調査結果のまとめ
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）
- ・文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）
- ・障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年6月18日法律第81号）
- ・用語解説

北九州市子ども読書活動推進条例

（平成27年7月3日条例第39号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子ども読書活動推進計画（第6条—第8条）

第3章 子ども図書館（第9条・第10条）

第4章 家庭、地域及び学校の取組等（第11条—第14条）

第5章 学校図書館及び図書館の整備（第15条・第16条）

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議（第17条）

第7章 雑則（第18条・第19条）

付則

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切に、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成18年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成23年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。

これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことができる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第6条第1項に規定する学校司書をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 子ども読書活動推進計画

(子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項

(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議（次条において「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。

(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

第3章 子ども図書館

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援（次条において「学校図書館支援センター事業」という。）を行うものとする。

(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援
- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発

- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4章 家庭、地域及び学校の取組等

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ることに努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。

(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定
- (2) 学校図書館の常時開館
- (3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充実

2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 学校図書館及び図書館の整備

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書及び資料の整備
- (2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備
- (3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(図書館の整備)

- 第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備するものとする。
- 2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
- (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
 - (2) 推進計画に関すること。
 - (3) この条例の見直しに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項
- 3 推進会議は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。
- 6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 雑則

(条例の見直し)

- 第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を行うものとする。
- 2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

北九州市子ども読書活動推進会議規則

(平成27年8月1日教育委員会規則第34号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市子ども読書活動推進条例(平成27年北九州市条例第39号。以下「条例」という。)第17条第7項の規定に基づき、北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 条例第17条第6項に規定する部会(以下「部会」という。)に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日の翌日から平成29年7月31日までの間に任命される委員の任期は、第2条

第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

（推進会議の招集の特例）

- 3 推進会議の最初の会議及び委員の任期満了後最初の推進会議の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

北九州市子ども読書活動推進会議 委員名簿

平成27年7月3日に施行された「北九州市子ども読書活動推進条例」の規定により、新たに平成27年8月1日に設置された付属機関の委員名簿。

氏名	役職名
◎ 山元 悦子	福岡教育大学教授
矢崎 美香	九州女子大学准教授
○ 河井 律子	元福岡県立図書館副館長
○ 瀬藤 早苗	北九州市学校図書館協議会副会長
江口 恵子	北九州市学校図書館協議会会長
小峯 浩幸	北九州市立小池特別支援学校校長
森 純子	北九州市私立幼稚園連盟
黒田 玲子	北九州市保育所連盟
赤峰 稔朗	北九州市PTA協議会副会長
村岡 純	絵本カーニバル実行委員長
山本 美穂子	読書ボランティア
仲 紀子	読書ボランティア
内藤 稚代	生涯学習推進コーディネーター
白石 裕子	北九州市図書館協議会公募委員
尾場瀬 淳美	公募委員

◎：会長、○：副会長

任期：平成27年8月1日～平成29年7月31日

(公募委員は平成27年9月1日～平成29年7月31日)

子どもの読書活動推進会議 構成員名簿

条例施行以前、「北九州市子ども読書活動推進計画」の推進について、学識経験者や関係団体等の意見を参考に事業の推進を図るために開催されていた市政運営上の会合の構成員名簿。

平成27年3月19日の会議では、この構成員で検討を行った。

氏名	役職名
◎ 山元 悦子	福岡教育大学教授
○ 瀬藤 早苗	北九州市学校図書館協議会副会長
江口 恵子	北九州市学校図書館協議会会長
森 純子	北九州市私立幼稚園連盟
黒田 玲子	北九州市保育所連盟
陣内 朋子	北九州市PTA協議会副会長 (平成27年6月5日まで)
赤峰 稔朗	北九州市PTA協議会副会長 (平成27年6月6日から)
庄野 和子	読書ボランティア
白石 裕子	北九州市図書館協議会公募委員
山本 浩三	教育委員会事務局指導部教育振興担当課長
深町 康幸	北九州市立中央図書館奉仕課長 (平成27年3月31日まで)
埴谷 章子	北九州市立中央図書館奉仕課長 (平成27年4月1日から)

◎：会長、○：副会長

任期：平成26年12月1日～平成27年7月31日

※役職名は平成27年7月31日時点のもの

計画策定に関する検討経過

開催年月日	内 容
平成27年 3月19日	平成26年度第2回子どもの読書活動推進会議 (市政運営上の会合) ・次期計画の策定(見直し)についての発案 ・アンケート案への意見聴取等
平成27年 8月17日	第1回北九州市子ども読書活動推進会議 ・会議の説明、会長・副会長選出 ・現行計画の進捗状況報告 ・アンケート調査結果報告 ・現行計画における成果と課題の抽出
10月 6日	第2回北九州市子ども読書活動推進会議 ・次期計画の方向性について (子ども図書館機能の検討含む)
11月13日	第3回北九州市子ども読書活動推進会議 ・次期計画(素案)について
平成28年 1月 日	第4回北九州市子ども読書活動推進会議 ・市民意見の概要と市の考え方の整理 ・次期計画最終案について ・子ども図書館の整備について

「北九州市子ども読書プラン」に関するアンケート 調査結果のまとめ

I 北九州市子ども読書プランに関するアンケート調査の概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

次期「北九州市子ども読書プラン」策定に向け、「家庭」における読書活動の推進についても重点的に取組みを推進するための基礎資料として、子どもの家庭での生活状況や保護者の意識などを調査したものの。

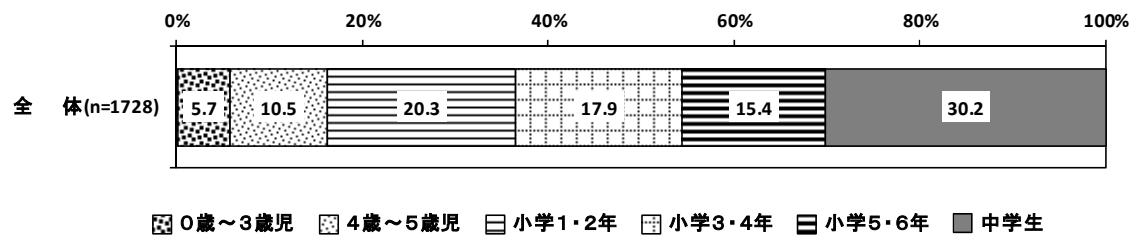
(2) 調査実施方法

調査対象	未就学児調査 (幼稚園・保育園)	小学生調査	中学生調査
抽出方法	幼稚園・保育園、小学校、中学校に通う園児・児童・生徒とその保護者		
	小倉北区・八幡東区・八幡西区から各一園を抽出	門司区・小倉南区・若松区から各一校を抽出	八幡西区・戸畑区から各一校を抽出
調査方法	園を通じて各家庭に配布し、園を通じて回収	学校を通じて各家庭に配布し、学校を通じて回収	学校を通じて各家庭に配布し、学校を通じて回収
調査時期	平成27年5月18日（月曜日）～平成27年5月27日（水曜日）		
配布・回収状況	配布数 420票 有効回収数 281票 有効回答率 66.9%	配布数 1,255票 有効回収数 926票 有効回答率 73.8%	配布数 644票 有効回収数 521票 有効回答率 80.9%
	総配布数 2,319票、総有効回収数 1,728票、総有効回答率 74.5%		

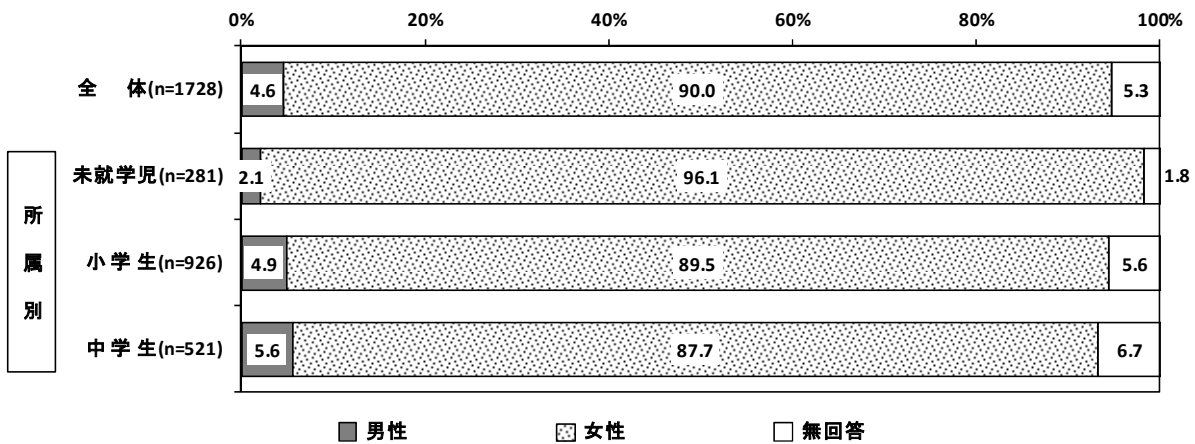
2 回答者の属性

有効回答のあった1,728人の属性は以下のとおり。

■子ども年齢・学年



■保護者性別



Ⅱ 調査結果のまとめ

今回の調査結果をみると、以下に示すように、保護者の読書指向が子どもの読書状況にある程度影響を与えていると考えられる結果となっています。

1 子どもと保護者の読書の状況

(1) 日頃の読書の状況

- 子どもが「この1か月に1冊以上読書した割合」は90%を超えるものの、「読書冊数」は年齢が上がると少なくなる

この1か月に1冊以上読書した割合は、子どもでは9割を超え、保護者でも7~8割と高くなっています。

読書冊数をみると、保護者の場合、5割強は「1~3冊」までとなっており、子どもに比べると読書冊数は少なくなっています。子どもでも中学生になると5割は「1~3冊」となり、年齢が上がると、読書冊数が少なくなっています。

【この1か月に1冊以上読書した割合】

	子ども	保護者
未就学児	96.8% (うち、1~3冊21.7%)	81.6% (うち、1~3冊52.7%)
小学生	92.7% (うち、1~3冊36.8%)	76.8% (うち、1~3冊52.3%)
中学生	97.3% (うち、1~3冊54.5%)	79.5% (うち、1~3冊59.1%)

(2) 読書が好きな割合

- 読書に対しては、子ども、保護者とも7割程度（未就学児では9割強）が好きとしている
- 子どもが読書好きになってほしいと思っている保護者が9割以上いる

【読書が好きな割合】と【子どもが読書好きになってほしい保護者の割合】

		とても好き	まあまあ好き	好き合計	子どもが読書好きになってほしい保護者
未就学児	子ども	60.5%	32.7%	93.2%	95.7%
	保護者	29.5%	46.3%	75.8%	
小学生	子ども	32.8%	39.2%	72.0%	93.3%
	保護者	23.8%	44.2%	68.0%	
中学生	子ども	31.3%	39.5%	70.8%	91.7%
	保護者	23.6%	44.5%	68.1%	

(3) 子どもの好きな分野

- 未就学児は「絵本」、小学生男子は「まん画」、女子は「物語」、中学生は「物語」がトップ

好きな絵本や物語、シリーズがある子どもは、未就学児で76.9%、小学生で71.9%、中学生で64.7%となっており、多くの子どもに何らかの好きな本があります。

好きな分野としては、未就学児では絵本、小学生や中学生になるとまん画や物語が多くなり、男女で好みが変わってきます。

【好きな分野の本】

		1位	2位	3位
未就学児	男子	絵本 74.8%	図鑑 42.7%	物語 11.7%
	女子	絵本 93.4%	物語 24.5%	図鑑 6.6%
小学生	男子	まん画 45.7%	物語 34.8%	図鑑 33.7%
	女子	物語 59.2%	絵本 38.3%	まん画 29.5%
中学生	男子	物語 65.4%	まん画 43.8%	伝記 15.4%
	女子	物語 79.7%	まん画 50.3%	伝記 10.7%

(4) 学校図書館、市立図書館、ひまわり文庫の利用状況

- 市立図書館、ひまわり文庫での読書経験は、小学生・中学生では3人に2人、未就学児でも6割

これまでに、読書をするために市立図書館や市民センターのひまわり文庫に行った経験については、未就学児が59.1%、小学生が66.0%、中学生が67.4%となっており、利用回数は3者とも月平均にすると、1回程度となっています。

1か月に1冊以上本を借りた割合をみると、未就学児、小学生では学校の図書館からは8割弱、市立図書館や市民センターのひまわり文庫からは6割となっていますが、中学生になるといずれも4割強となっており、借りる本の冊数も少なくなっています。

【市立図書館や市民センターのひまわり文庫の利用状況】

	利用経験	年間利用回数
未就学児	59.1%	12.0回
小学生	66.0%	14.5回
中学生	67.4%	11.4回

【1か月に1冊以上本を借りた割合】

	学校の図書館	市立図書館や市民センターのひまわり文庫
未就学児	76.8% (うち、1~3冊33.8%)	59.0% (うち、1~3冊15.1%)
小学生	76.3% (うち、1~3冊32.4%)	58.0% (うち、1~3冊21.3%)
中学生	41.4% (うち、1~3冊31.3%)	42.1% (うち、1~3冊22.5%)

2 子どもの読書活動への支援の状況

(1) 保護者による読み聞かせ

●未就学児では保護者の96.1%が読み聞かせ経験あり

読み聞かせの経験は、未就学児保護者では96.1%にも達し、小学生保護者で88.8%、中学学生保護者でも81.8%と非常に高くなっています。

1歳に満たないころから始めて、平均して6歳ごろまでは読み聞かせをしています。

【読み聞かせの実施状況】

	保護者による読み聞かせ		
	経験率	開始年齢	終了または継続中年齢
未就学児	96.1%	0.5歳	4.0歳
小学生	88.8%	0.9歳	5.9歳
中学生	81.8%	0.8歳	6.4歳

(2) 先生による読み聞かせ

●未就学児では先生による読み聞かせは95.0%

先生による読み聞かせについてみると、未就学児では95.0%に達していますが、小学生では62.5%、中学生では42.2%と、年齢が上がるにつれて低くなっています。

【読み聞かせの実施状況】

	読み聞かせ
未就学児	95.0%
小学生	62.5%
中学生	42.2%

(3) ブックスタート

●未就学児では保護者の92.2%が認知、79.0%が絵本をもらった経験あり

ブックスタート事業の認知率は、小学生保護者では77.1%ですが、未就学児保護者では92.2%に達しています。

【認知・実施状況】

	ブックスタート事業の認知率(*)
未就学児	認知率92.2% (うち「もらった」79.0%)
小学生	認知率77.1% (うち「もらった」67.9%)
中学生	認知率35.3% (うち「もらった」25.1%)

(*)認知率は、「もらった」と「事業のことは知っていたが、もらわなかった」の合計パーセント

(注) ブックスタート事業は平成15年4月1日以降の出生者を対象としているため、中学生の保護者は事業対象とはなっていません。

3 保護者の読書活動と子どもの読書活動の相関関係

(1) 子どもと保護者の読書に対する意識の関係

●保護者が読書好きなら子どもも読書が好き

子どもと保護者の読書に対する意識の関係をみると、保護者が読書好きであれば、子どもも読書好きである割合（「好き」の合計）が概ね高く、保護者の影響力がみられます。

ただ、子どもが、未就学児から小学生、小学生から中学生と、年齢が上がってくると、保護者の「好き」の合計割合は低くなっていることから、年齢が上がるとともに保護者の影響力は弱くなるものと思われます。

■ 子どもと保護者の読書に対する意識の関係 ■

子どもの読書意識		サンプル数	とても好き	まあまあ好き	好きでも嫌いでもない	あまり好きではない (どちらかという嫌い)	嫌い	無回答	「子どもが 好き」の読書 合計
保護者の読書意識									
未就学児	とても好き	83	74.7	20.5	4.8	-	-	-	95.2
	まあまあ好き	130	58.5	37.7	2.3	0.8	-	0.8	96.2
	好きでも嫌いでもない	43	39.5	46.5	11.6	2.3	-	-	86.0
	あまり好きではない (どちらかという嫌い)	14	42.9	35.7	7.1	14.3	-	-	78.6
	嫌い	2	-	50.0	50.0	-	-	-	50.0
小学生	とても好き	220	45.0	36.8	9.5	5.5	3.2	-	81.8
	まあまあ好き	409	33.7	42.8	14.9	5.6	2.0	1.0	76.5
	好きでも嫌いでもない	206	25.7	34.0	25.2	11.2	2.4	1.5	59.7
	あまり好きではない (どちらかという嫌い)	56	10.7	37.5	14.3	21.4	16.1	-	48.2
	嫌い	8	-	50.0	12.5	25.0	12.5	-	50.0
中学生	とても好き	123	38.2	38.2	16.3	5.7	1.6	-	76.4
	まあまあ好き	232	32.3	41.4	22.4	3.4	0.4	-	73.7
	好きでも嫌いでもない	110	21.8	40.0	23.6	9.1	4.5	0.9	61.8
	あまり好きではない (どちらかという嫌い)	31	22.6	35.5	25.8	9.7	6.5	-	58.1
	嫌い	7	42.9	28.6	14.3	14.3	-	-	71.5

注) は、最も高いパーセント

(2) 子どもの1か月の読書冊数と好きな分野の関係

●読書冊数の多い子どもは、未就学児では「絵本」、

小学生、中学生では「物語」だけでなく、「まん画」も好き

子どもの1か月読書冊数と好きな分野との関係を見ると、子どもの読書冊数が多いほど、未就学児では「絵本」、小学1・2年では「絵本」、小学3・4年、小学5・6年になると「まん画」や「物語」、中学生では「まん画」や「物語」が、好きな分野となっています。

■ 子どもの1か月読書冊数と好きな分野の関係 ■

子どもの 1か月読書冊数	好きな分野	サ ン プ ル 数	絵	物	伝	か	図	の	も	そ	無
			本	語	記	かん	かん	ふ	まん	他	回
						かん	かん	し	ふ	ま	答
						ん	ん	ぎ	く	ん	
						な	こ	な	む	画	
						ど	ん	ど	(学	
						(こ	(学	習	
)	ん)	ま	ま	
						虫	虫	虫	ん	ん	
						図	図	図	画	画	
0 ～ 3 歳 児	10冊以上	32	93.8	18.8	-	15.6	-	-	-	6.3	-
	7～9冊	9	77.8	11.1	-	11.1	-	-	-	11.1	-
	4～6冊	19	84.2	5.3	-	26.3	-	-	-	5.3	-
	1～3冊	17	76.5	29.4	5.9	5.9	-	-	-	5.9	-
	0冊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 ～ 5 歳 児	10冊以上	66	89.4	21.2	3.0	33.3	10.6	6.1	6.1	3.0	-
	7～9冊	21	90.5	14.3	4.8	14.3	-	-	9.5	-	-
	4～6冊	29	79.3	13.8	-	37.9	3.4	3.4	3.4	-	-
	1～3冊	20	65.0	25.0	-	25.0	10.0	-	5.0	-	-
	0冊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 学 1 ・ 2 年	10冊以上	50	76.0	52.0	4.0	26.0	12.0	26.0	2.0	-	-
	7～9冊	24	62.5	50.0	12.5	29.2	12.5	12.5	8.3	4.2	-
	4～6冊	75	65.3	29.3	-	37.3	5.3	18.7	1.3	2.7	-
	1～3冊	84	51.2	27.4	2.4	23.8	6.0	21.4	3.6	1.2	-
	0冊	4	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
小 学 3 ・ 4 年	10冊以上	53	30.2	52.8	15.1	13.2	18.9	52.8	3.8	-	-
	7～9冊	26	30.8	61.5	3.8	19.2	11.5	50.0	3.8	-	-
	4～6冊	57	21.1	45.6	5.3	17.5	5.3	43.9	7.0	3.5	-
	1～3冊	82	29.3	43.9	4.9	20.7	11.0	29.3	11.0	3.7	-
	0冊	6	66.7	33.3	-	16.7	-	16.7	-	-	-
小 学 5 ・ 6 年	10冊以上	69	7.2	71.0	36.2	14.5	13.0	69.6	7.2	1.4	-
	7～9冊	31	12.9	74.2	16.1	9.7	6.5	38.7	25.8	-	-
	4～6冊	50	6.0	64.0	16.0	8.0	12.0	38.0	10.0	2.0	-
	1～3冊	50	10.0	62.0	16.0	16.0	10.0	42.0	12.0	-	-
	0冊	2	-	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-
中 学 生	10冊以上	53	1.9	79.2	18.9	1.9	7.5	64.2	20.8	-	-
	7～9冊	35	-	80.0	17.1	2.9	8.6	51.4	5.7	-	-
	4～6冊	86	2.3	67.4	11.6	2.3	1.2	51.2	24.4	2.3	-
	1～3冊	157	7.6	75.8	9.6	5.7	4.5	38.2	12.7	-	-
	0冊	1	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-

注) は、最も高いパーセント

(3) 子どもの1か月読書冊数と家読及び読んだ本を話題にして会話をするかの関係

● 読書冊数の多い子どもは家読もしており、読んだ本を話題にして会話をする割合も高い

子どもの1か月読書冊数と家読との関係についてみると、読書冊数の多いほど、家読をしている割合も概ね高くなる傾向がみられます。また、読んだ本を話題にして会話をする割合も高く、特に5歳以下では、保護者と子どもが読んだ本のことについて話し合うことと子どもの読書冊数の多さとの関係が強くなっています。

■ 子どもの1か月読書冊数と家読及び読んだ本を話題にして会話をするかの関係 ■

		子どもの 1か月読書冊数	子どもの家読状況			子どもと読んだ本を話題にして 会話すること				
			サンプル 数	家 読 し て い る	家 読 し て い な い	無 回 答	よ く 話 を す る	た ま に 話 を す る	あ ま り 話 を し な い	話 を す る こ と が な い
0 ～ 3 歳 児	10冊以上	37	54.1	43.2	2.7	51.4	43.2	2.7	2.7	-
	7～9冊	10	50.0	40.0	10.0	20.0	50.0	10.0	20.0	-
	4～6冊	24	41.7	54.2	4.2	12.5	62.5	12.5	8.3	4.2
	1～3冊	24	45.8	54.2	-	8.3	54.2	12.5	25.0	-
	0冊	1	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-
4 ～ 5 歳 児	10冊以上	70	62.9	34.3	2.9	41.4	47.1	7.1	-	4.3
	7～9冊	29	55.2	41.4	3.4	24.1	51.7	13.8	-	10.3
	4～6冊	41	46.3	48.8	4.9	22.0	61.0	12.2	2.4	2.4
	1～3冊	37	43.2	54.1	2.7	8.1	59.5	29.7	-	2.7
	0冊	4	-	100.0	-	-	25.0	25.0	50.0	-
小 学 1 ・ 2 年	10冊以上	57	57.9	42.1	-	24.6	50.9	19.3	1.8	3.5
	7～9冊	28	64.3	35.7	-	3.6	64.3	14.3	10.7	7.1
	4～6冊	92	54.3	45.7	-	15.2	47.8	26.1	4.3	6.5
	1～3冊	150	28.7	70.7	0.7	7.3	39.3	44.0	7.3	2.0
	0冊	23	-	100.0	-	-	21.7	34.8	39.1	4.3
小 学 3 ・ 4 年	10冊以上	58	48.3	50.0	1.7	20.7	55.2	15.5	8.6	-
	7～9冊	32	40.6	59.4	-	3.1	50.0	31.3	12.5	3.1
	4～6冊	72	38.9	58.3	2.8	8.3	31.9	37.5	19.4	2.8
	1～3冊	122	29.5	68.9	1.6	3.3	50.8	31.1	9.8	4.9
	0冊	21	19.0	81.0	-	-	19.0	52.4	28.6	-
小 学 5 ・ 6 年	10冊以上	74	31.1	66.2	2.7	13.5	45.9	31.1	8.1	1.4
	7～9冊	33	42.4	57.6	-	6.1	51.5	42.4	-	-
	4～6冊	72	31.9	66.7	1.4	5.6	65.3	23.6	5.6	-
	1～3冊	69	20.3	78.3	1.4	-	46.4	31.9	17.4	4.3
	0冊	15	20.0	80.0	-	6.7	13.3	60.0	20.0	-
中 学 生	10冊以上	56	41.1	55.4	3.6	12.5	48.2	21.4	10.7	7.1
	7～9冊	43	34.9	65.1	-	2.3	53.5	34.9	7.0	2.3
	4～6冊	124	29.8	68.5	1.6	4.8	56.5	29.0	8.1	1.6
	1～3冊	284	18.3	80.6	1.1	4.6	45.8	30.6	15.1	3.9
	0冊	8	12.5	75.0	12.5	-	12.5	50.0	25.0	12.5

注) は、最も高いパーセント
資料 18

4 その他

(1) ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日の実践等

- 小学生の保護者は認知し実践しているが、未就学児・中学生の保護者は認知度が低く実践していない

「毎月23日はノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の実践率は、中学生保護者で10.7%、未就学児保護者で16.3%と低くなっていますが、小学生保護者では34.1%となっています。また、「知らなかった」割合も、中学生保護者・未就学児保護者が高く、小学生保護者は低くなっています。

【実施状況】

	毎月23日はノーテレビ・ノーゲーム・読書の日の実践率
未就学児	「実践している」5.3%+「時々実践している」11.0%=16.3% 「知らなかった」32.7%
小学生	「実践している」8.5%+「時々実践している」25.6%=34.1% 「知らなかった」8.3%
中学生	「実践している」1.5%+「時々実践している」9.2%=10.7% 「知らなかった」20.2%

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

(平成20年6月18日法律第81号)

(改正 平成27年6月24日法律第46号)

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 教科用特定図書等の発行の促進等（第5条—第8条）

第3章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用の支援（第9条—第15条）

第4章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保（第16条—第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

2 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条、第62条及び第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。

4 この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であって、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第8条の発行の指示を承諾したものをいう。

5 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(国の責務)

第3条 国は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教科用特定図書等の供給の促進並びに児童及び生徒への給与その他教科用特定図書等の普及の促進等のために必要な措置を講じなければならない。

(教科用図書発行者の責務)

第4条 教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

第2章 教科用特定図書等の発行の促進等

(教科用図書発行者による電磁的記録の提供等)

第5条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者(次項において「文部科学大臣等」という。)に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(教科用特定図書等の標準的な規格の策定等)

第6条 文部科学大臣は、教科用拡大図書その他教科用特定図書等のうち必要と認められるものについて標準的な規格を定め、これを公表しなければならない。

2 教科用図書発行者は、指定種目(検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。)の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等(前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。)の発行に努めなければならない。

3 国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進)

第7条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

(障害その他の特性に適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及)

第8条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用の支援

(小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等)

第9条 小中学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。））及び義務教育学校をいい、学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の規定による配慮がなされるよう、発行が予定される教科用特定図書等に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付)

第10条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)

第11条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用特定図書等の給与)

第12条 小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第13条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行うものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第14条 第11条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第4条第1号に掲げる時期については、同法第5条第1項中「10日以内の日」とあるのは、「20日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第15条 第10条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保

(標準教科用特定図書等の需要数の報告)

第16条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

1 小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

2 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2 都道府県の教育委員会は、前項各号に掲げる標準教科用特定図書等の都道府県内の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第17条 文部科学大臣は、前条第2項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、必要に応じ、前項の通知を受けた者に対し報告を求めることができる。

(事務の区分)

第18条 第16条第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成21年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

(検討)

第2条 国は、高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方並びに特別支援学校に就学する児童及び生徒について行う援助の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

用語解説

	語 句	説 明
い	生きる力	<p>① 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力</p> <p>② 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性</p> <p>③ たくましく生きるための健康や体力 など。</p>
	一斉読書の時間	朝の読書など、児童生徒が一斉に読書に取り組む時間。
う	家読（うちどく）	<p>家庭での読書環境づくりの取組み。</p> <p>家族で同じ本を読み、感想を話し合ったり、感想ノートを作ったりするなどして家庭での読書活動を推進する。</p> <p>家族の絆が深まり、コミュニケーションが豊かになるとともに、読書習慣が身につく効果がある。</p>
お	親子ふれあいルーム	<p>子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の乳幼児）が気軽に集い、相互に交流を図る場として、「親子ふれあいルーム」を区役所または近接する公共施設や一部の児童館に開設している。</p> <p>専任スタッフが常駐し、子育て相談や講座の開催、子育て関連情報の提供などを行っている。</p>
	音読暗唱ブック「ひまわり」	子どもたちが日本語のもつリズムや美しい響きを体で味わうために、北九州市教育委員会が作成した小冊子。様々なテキストが掲載されており、主に小学校で使用。
か	貸出文庫	<p>直接図書館のサービスを受けることが困難な利用者のために、市民センター等の公共施設や、地域・職場にある団体（幼稚園、保育所、病院、老人ホーム等）に設置し、施設の利用者や団体の会員に、図書館から配本される図書の貸出を行う文庫のこと。</p> <p>市民センター等の公共施設に設置するものを「ひまわり貸出文庫（ひまわり文庫）」といい、地域・職場の団体に設置するものを「団体貸出文庫（団体文庫）」という。</p>
	学校貸出し図書セット	中央図書館において、学年別・テーマ別に「学校貸出図書セット」（1セットあたり40冊）を作成し、学校からの要望に応じて貸出を行うもの。子どもの読書活動・調べ学習等の一層の推進を図ると

		ともに、子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じて自主的に読書活動ができるような環境の整備を推進する。
	学校司書	専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員。本市では、学校図書館職員ともいう。
	学校図書館図書標準	学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。 学校の種別と学級数により決まる。
	家庭学習チャレンジハンドブック	「家庭学習習慣」の定着を図るために、北九州市教育委員会が作成した冊子。家庭学習の方法について、学年別に掲載されている。小学校1年～4年生版、小学校5年～中学校3年生版の2種類がある。
	家庭教育学級	家庭の教育力の向上を目指し、子育てのさまざまな課題を解決していくための知識や能力などを習得する場として、市立幼稚園、小・中・特別支援学校、私立幼稚園及び保育所で開設している学級。
き	北九州市子ども読書活動推進会議	平成27年7月3日に施行された「北九州市子ども読書活動推進条例」の規定により、平成27年8月1日に設置された附属機関で、市民や学識経験者などから構成されており、役割としては、子どもの読書活動の推進に関することや北九州市子ども読書活動推進計画に関することなどについて、調査及び審議を行う。
こ	「子ども司書」の養成・活用	毎年7月～8月にかけて、市立の小学5、6年、中学1、2年生を対象に、養成講座を開催する。 子どもたちが、図書館司書の仕事や図書の並べ方に関する知識、読み聞かせの技能の習得などを通じて、図書館への関心や読書への意欲を一層高めるようにするためのもの。 講座で学んだ司書のノウハウを活かし、学校で、読書の楽しさを広げる読書活動推進のリーダーとして活躍できるようになることを目的とする。
	子ども読書の日 (4月23日)	平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため設けられた日。

	こどもの読書週間 (4月23日～5月12日)	公益社団法人読書推進運動協議会が主催するもので、昭和35年よりはじまった。こどもの日を含む2週間だったが、2000年の「子ども読書年」を機に、4月23日から5月12日までの20日間となった。
し	司書教諭	学校図書館法第5条で定められた、学校図書館の専門的職務をつかさどる職。
た	団体貸出	団体向けに、個人貸出の場合よりも多数の図書を貸し出す制度。 団体とは、市内の学校、施設、職場等にある団体で、会員数が10人以上であり、会員の中に、図書館と連携できる世話人がいるものを指す。 貸出冊数は30冊以内で、貸出期間は1ヶ月以内。図書館からの配本はなく、団体の世話人が直接図書館に来館し、本を選んで貸出・返却する。
て	電子書籍	電子的に処理・編集された出版物のこと。データ形式や配付・販売方法、読むためのソフトや端末などについては様々な媒体がある。
に	認定こども園	幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、全ての子育て家庭を対象に、親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設。
の	ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日	「子どもの読書活動の推進に関する法律」により定められた「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」と北九州市独自で定めた日。家庭、学校、地域、市立図書館などが相互に連携して、子どもが読書に親しむための環境づくりを促すとともに、子どもの読書活動の定着をめざす。
は	はじめての絵本事業	家庭における子どもの読書活動を支援するため、母子健康手帳交付時に絵本を贈ることにより、妊娠時から子どもの読書に関心を持ってもらい、保護者に早い時期から子どもが本とふれあうことの大切さを啓発する事業。
	早寝・早起き・朝ごはん・読書カード	生活習慣の乱れがちな夏休み期間中に自らが定めた生活習慣や読書の目標を実践確認することで、正しい基本的な生活習慣や読書習慣の定着を図るためのカード。 保育所、幼稚園、学校を通じて幼児・児童・生徒に配布している。

ひ	ビブリオバトル	<p>大人から子どもまで誰でもが開催できる本の紹介コミュニケーションゲーム（書評合戦）。</p> <p>発表者が読んで面白いと思った本について、5分程度で紹介を行い、その本に冠する意見交換を行った後、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する。</p> <p>ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができるとともに、自ら本を選ぶ力や語る力が育つ効果がある。</p>
	ひまわり文庫	<p>「貸出文庫」のうち「ひまわり貸出文庫」のことをいう。</p> <p>直接図書館のサービスを受けることが困難な利用者のために、住居地の近くの市民センター等の公共施設内に図書コーナーを設け、市立図書館から図書を配本し、読書を奨励することにより、生涯学習の推進に資することを目的とする。</p> <p>設置基準は、原則として「1小学校区に1文庫」。</p>
ふ	ブックスタート事業	<p>本に親しみ、読み聞かせの大切さ、親子のふれあいの大切さを啓発するため、出生後に絵本を贈る事業。</p>
	ブックトーク	<p>テーマを定めて、そのテーマに関連する本を数冊紹介し、本に興味を抱かせて、読書への契機を図る方法。</p>
	ブックヘルパー	<p>学校図書館において図書の貸出し、蔵書の整理、図書館の整備、図書の整理などを行うボランティア。</p>
や	ヤングアダルト	<p>中高生を中心とした10代の若者のこと。図書館における「ヤングアダルト」という言葉はアメリカの公共図書館で使われ始めた。</p>
よ	読み聞かせボランティアバンク	<p>市立図書館で活動している読み聞かせボランティアのうち希望者（団体）を登録し、市民や学校等からの要請に応じて情報提供や読み聞かせボランティアの派遣調整を行うもの。</p> <p>また、読み聞かせボランティア相互の情報交換等を行う場を設け、あわせて研修を実施するなど人材育成・資質向上の一助としている。</p>
れ	レファレンス機能	<p>図書館で資料・情報を求める利用者に対して提供される、文献の紹介・提供などに援助。参考調査業務。</p>
わ	ワーク・ライフ・バランス	<p>仕事と生活の調和。仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。</p>